

委員会提出議案第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定
の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及
び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 12 月 18 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡 弘 悟

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定(平成 18 年 3 月 8 日議決)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。 (1)・(2) 略 <u>(3) 訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和 22 年法律第 59 号)第 33 条第 1 項第 1 号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u> <u>(4) 市営住宅の明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u> <u>(5) 民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 383 条の規定による支払督促の申立てにより裁判所法第 33 条第 1 項第 1 号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の履行を請求する場合で、民事訴訟法第 395 条の規定により当該支払督促の申立てのときにあったものとみなされる訴えの提起及び和解に関すること。</u> <u>(6) 略</u>	議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。 (1)・(2) 略 <u>(3) 1 人 100 万円以下の市営住宅の家賃、割増料等並びに損害賠償金の滞納者に対するこれらの支払又は市営住宅の明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u> <u>(4) 略</u>